◆第17期第７回立川市図書館協議会会議録◆

日　時	平成24年1月20日（金）　午後2時30分から午後4時30分まで
場　所	立川市中央図書館4階会議室
出席者	加藤会長、斎藤副会長、畔田（くろだ）委員、岡野委員、二瓶委員、高橋委員、奥村委員、増田委員、荒井委員
【事務局】	図書館長、管理係長ほか
【傍聴人】	なし

＜副会長＞

定刻になりましたので、ただいまより第17期第7回の図書館協議会を開催いたします。現在9名ですので、本日の協議会は成立をしております。

それでは、お手元の次第に沿って進めていきたいと思います。まず、会長からご挨拶をお願いいたします。

【1】会長挨拶

＜会長＞

若干時期がずれておりますが、あけましておめでとうございます。

前に少し触れておりますが、立川市の行財政問題審議会が昨年11月15日に指定管理者についての答申を出しました。その中では、「市民・利用者の視点での評価を重視するため、第三者の立場からの評価を実施し、公の施設の運営改善等に反映させることが重要である」との内容になっております。また、評価対象について「将来的には指定管理者制度を導入しているすべての施設について実施すべきであるけれども、当面は試行的に導入している施設に対して外部評価をしてはどうか」という内容になっています。したがって、図書館の分館2館についても来年度以降、早い時期に外部の行政評価の対象になるのではないかと考えている状況です。これは私も関わっており、協議会にも関係することから報告させていただきました。

もうひとつ、後ほど図書館のほうからご報告をいただきますが、昨年の暮れに石巻へ『絵本を届けよう』というプロジェクトがありました。私も市民の任意団体で募金活動などをしましたが、そこで感じたのは、図書館という公の立場、市が活動をするからこそ市民も安心して寄付や協力ができるのかなと、市民団体ではなかなかここまでうまくは行かないのではないかな、と、そのような感じがいたしました。これもひとつの感想ですけれども、そのあたりを申し上げて挨拶とさせていただきます。

本日は特に、立川市図書館における映像資料に関する見直しについての意見具

申、これがメインになろうかとは思いますけれども、よろしくお願いいたします。

【2】報告事項

（1）12月議会報告について

＜館長＞

図書館に関する部分につきましては、本会議・文教委員会通してございませんでした。日程は昨年の12月2日から20日まで開催され、教育委員会がらみの一般質問は、「通学路の安全確保について」、「練成館のトイレとその脇にある歩道確保のあり方について」、「障害者施設を運営するNPO法人へのその後の指導について」などがございました。特別支援教育についての質問もいくつか出されております。

それから子育ての部分で、直接応対したのは教育長のほうですけれども、図書館に『赤ちゃんタイム』を設けてはどうかという話がございました。赤ちゃんを連れてきたお母さんは、児童書のフロアでは気兼ねなく子どもと一緒に入れますが、一般書のフロアに行って赤ちゃんが泣いて迷惑になってしまう。そうではなくて、ある一定の時間を、赤ちゃんを抱えたお母さんのために優先的に使わせてはどうかという取り組みで、杉並のほうでやっているものです。

これについては、立川では中央図書館の4階に児童書の専用フロアを設けていますので、まずはそこに来ていただく。一般書のフロアを見たいお母さん方には、2階に子育て応援コーナーという子育てに特化したコーナーを設けている。その隣には高齢者の方向けのシルバー情報コーナーなどもありますが、市としては一般の方と一体となってやっていただくことが良いのかなということで、すでにこうした取り組みもしておりますので、そういうことにしていただきました。

どちらが良いか悪いかという話ではありませんが、杉並ではある一定の時間になったら放送を入れて、ボランティアの方が入っていく。それもひとつの方法かと思いますが、時間を区切ることで「その時間に来ればいいじゃないか。他の時間には来なくていいよ」という話になりかねないところもありますので、高齢者の方たちとも一緒にやっていくようなうちの取り組みでもいいのかな、と思っているところです。

それから、子どもの頃から就職の意識付けをという質問、教科書の選定や採択はどうなのかという質問もありました。

また、図書館に直接関係あるわけではありませんが、栄町の学校給食調理場廃止にともなう跡施設の活用について、複合施設として作ってはどうかという質問がございました。これについて、総合政策、企画（政策課）のほうでは今後の施設計画の中で検討していきたい――『検討』という言葉だったかどうかは定かではありませんが――という回答がございました。栄町地区には図書館がなく空白地域になっ

ておりますので、実現すれば図書館にとっては朗報かな、と思いますので、特筆してお話しさせていただきました。

あとは、防災対策であるとか、小学校の防火対策であるとか、高齢者の幸せについて、それから多く出たのは放射能の部分で、立川では定期的に調査をしているところですが、今後も継続的にやっていただきたいといったことですとか、学校給食を含めた検査は今後も続けてもらいたい、と。あとは学校での放射能・原子力の教育についても重要視していただきたい、そんなような質問が出ておりました。

12月14日には文教委員会が行われましたけれども、小中学校の防災マニュアル・防災訓練を徹底すべきではないか、ということ。それから、いくつか出ていたのが、多摩国体（スポーツ祭東京2013）というのが2013年におこなわれ、立川でも体育館でバスケであるとかいろいろな競技が行われますが、せっかく行われるのであれば、見に行くのはもちろんですが、そういうところに小中学校の児童・生徒をボランティアとして参加させてはどうか、というのが三人くらいの議員から出されました。当然、市としてもそういうのは考えていて、どんな形を取るのかはこれからですけれども、そういう体制を作っていきたいというような答弁がされています。

それから、これはちょっと厳しいお話になりますけれども、学校給食のほうで2件ほど続いて起きました、事故と言いますか……立川市ではアレルギーを持ったお子さんのための特別な給食を作るという形を取っているんですね。それを、たまたま（原因物質を）除去し忘れて、（お子さんが）アレルギーを起こして病院に運ばれた、というのが続けて2件起きました。

これは命に関わることで非常にお叱りを受けたところですが、一方では「無理だから」ということでまったくやらない市もあります。完全を期してでもやっていくのか、あるいはアレルギーを持っているお子さんにはお弁当を持ってきてもらうのか。そういった論議がある中で、立川市としては「学校給食でやりましょう」というのをずっと貫いてきていて、ここでこういう事が何件か起きたときに体制が取りきれるのかどうか、という中では、根本的な議論が必要なのではないかというところまで立ち戻ってしまいましたので、今後の課題かなというふうに教育委員会では考えています。

新学校給食調理場にはアレルギー室というものも作るんですけれども、それについても賛否両論がありまして、それをするのか、逆にそれを家庭にお願いするのか、これは今後ちょっと問題が残るところかなと思っております。図書館とは直接は関係しませんけれども、学校給食のあり方みたいなところは今回の議会で一番注目された部分でしたので、お話ししておきたいと思います。

あともうひとつ、学校の校庭の整備ということで、防災訓練が行われた際にぬかるんでいる等の部分を直す際に、事前に予算に取り入れておくべきではないかというお話などもありました。

少々長くなりましたが、今回の議会ではそのような話が出ております。以上です。
＜副会長＞
ありがとうございました。12月議会の内容についてお話をいただきましたが、何かご質問等はございますでしょうか。
＜館長＞
あの、学校給食のところで、感想で結構なんですが、皆さんはどうお思いかというのがございまして。アレルギーというのは非常に多種多様にわたっていてですね、やり出すとキリがない。でも立川市は学校給食でそれをやって行こうということで、ここで少し、やりきれなかったという部分が出てしまって……いかがでしょうかね。ここでお話しいただいた内容を特に報告するわけではないんですけれども。
＜委員A＞
よろしいですか？
私はアレルギー体質で、皮膚科の先生にも検査していただいたんですけれども、アレルギーというのは何からくるか検査しきれないというお話でしたね。ですから、生徒全員を調べるのはすごく大変なことなんだろうな、と、いまお話をうかがっていて感じたところです。
＜委員B＞
ちょっと本を読んでみたんですけれども、何のアレルギーでどういう形で出るかというのは、いまでも科学的に分からないほうが多いんだそうですね。アレルギーになって初めて、小麦粉のアレルギーですよとかそば粉のアレルギーですよとか言われるそうなんですが、やはり、そういうのは家庭が一番よく分かる。ですから、お弁当を持ってきてもらったほうが安心は安心ですよね。先生もそのほうが安心して給食なんかを出すことができますよね。結局は、お母さんを頼るほかないと思いますね。
＜委員C＞
幼稚園でも、アレルギーは大変なんですね。うちは外注の給食屋さんなんですけど、同じ食品でも「煮ると食べるけど揚げると食べられない」とか、調理法によっても全部違うので、多様なんですね。ですので、外注の給食屋さんに保護者の方と直接話してもらって、できる範囲までのところは対応するけど、そうじゃない子は自弁を持ってくるというふうにしないと、全部は……学校の場合は数が多いですし、まず難しいと思いますので。例えば、給食のほうで卵の除去食とか小麦の除去食とかまではできる、というようにある程度ラインを決めていないと、全員はちょっと難しいと私は思いますね。
＜委員D＞
教育の問題だと思うんですよね。市でやるってことは、みんなと同じものを食べるっていうことですから、似たようなものを作って出してるっていうことだと思う

んですよね。でも、「この人はそういうことで食べられないから、おうちから持ってくるのよ」っていうことを同じ教室にいる子どもたちが分かる、分かるようにするっていうことも教育かなと思うんですよね。ですから、どっちがいいかっていうのは私は言い切れませんけれども、そういう教育もあっていいのかなと思います。ちょっと違う人もいるのよ、っていうのを教えていくっていうことで。

＜委員C＞

うちはメニューを事前に渡しているので、保護者の方がその日のメニューに合わせて近寄ったものを持たせていらっしゃるんですね。例えば、ミートボールにしても食べられる素材のミートボールを作って入れてくるっていうことで、なるべくその日の給食とほぼ同じに近づけて、お弁当を持ってくる。保護者の方は、お子さんを持っていらっしゃればそういうことはよく分かっていらっしゃるだろうし、なるべくみんなと同じというふうに思ってらっしゃると思いますので、そういう努力はされるのかなと思います。

＜館長＞

いろいろな市でいろいろな学校給食の取り組みがあるようなんですけれど、立川ではやっていこうという方針を立ててやっておりまして、メニューの中で「こういう材料を使わないようにしよう」ということでやっているんですが、それが連絡ボードの中で……人為的ミスということですごくお叱りを受けたということなんですが、やり続けていく中では非常に難しい部分があって、保護者の方との連絡の中でも「全部聞いているはずだ」「いや、ここととここは聞いていない」みたいな話がどうしても出てしまう。ただ、教育委員会としては、学校給食でもそういうふうに提供して行こうと決めたわけですから今後もやっていきます、ということです。ただ、ある委員さんからは「やっていけないならやらないっていう選択肢も検討してはどうか」という話が出て非常に紛糾した。まあ、紛糾といいますか、良い悪いとかではないんですけれども。

ただ、アレルギー事故が続いたっていうこと自体は職員として修正しないとならない。ここのところは委員さんがおっしゃったようにやり切れるのかっていう部分がありますので、学校給食がいろいろ言われているところから考えていかなければならない。図書館とは関係ないんですけれど、結構難しい問題かなと思いましたので、教育に関する部分ということで挙げさせていただきました。

＜委員E＞

だいたいどのくらいの割合で、そういうお子さんはいらっしゃるんでしょうか。

＜館長＞

パーセントで言うと、はっきりとは言えませんが2パーセントとかそのくらいではないでしょうか。ただ、潜在的な方は急に症状が出ることもあります。それは医者にかかってみないと分からない。また、今まで出ていたのと違ったものが出るこ

ともあるようですので、そうすると5パーセントとかもっと増えると思います。まあ、これだけの割合だからその方に対応するとか、それはまた別の話になるかと思いますが。

＜委員E＞

命に関わるような方は、その中ではもっと少ないんでしょうね。

＜館長＞

たぶんその、（症状の）厳しい方が、お知らせいただいていると思うんですね。そうでない方も、ある程度はアレルギーがあるんだとは思いますけれども。

＜副会長＞

まったく自覚症状のない方もいるんでしょうね。

＜委員B＞

つい最近のようなね、アレルギーというのはね。我々が子どもの頃は何にもなかったもんね。

＜副会長＞

いろいろな食材が出て来たりしているためでしょうかね。なかなか難しい話です。よろしいでしょうかね？

話の中で栄町のことが出てきましたけれど、栄町は昔からの空白地帯であったので、調理場の跡地にそういうものができるといいなとは思います。計画にもあがっていたところですので。

他の委員さんはよろしいでしょうか。

……はい。そうしましたら、次の「東京都多摩地域公立図書館大会について」です。資料がついておりますので、これについて館長からお願いいたします。

（2）東京都多摩地域公立図書館大会について

＜館長＞

平成23年度東京都多摩地域公立図書館大会が、2月7日（火）、2月8日（水）、2月16日（木）の三日間で開催されます。今年度は特に、10月に全国の図書館大会が多摩大会として開かれまして、今回また多摩地域の図書館大会ということで、館長協議会の会長市が立川市である関係もあり、立川で開催されます。7日と8日は下のアイムで、16日は立川市の市民会館です。

第一分科会は、基調講演といたしまして『被災地における図書館支援』ということで図書館協会の西野さんのお話、『東日本大震災：流失した図書館』ということで矢崎さん、東京学芸大学非常勤講師の方のお話があります。それから事例発表といたしまして、後ほどお話しいたしますけれども立川市の取り組み、三鷹、府中、NPO法人多摩デポ、この四団体の取り組みを発表します。

2月8日につきましては、午前中は図書館長協議会の児童書研究会のところから『今、児童図書館員に伝えたいこと　―被災地支援・アニマシオンetc.―』ということで、佐藤凉子先生をお招きしてのお話があります。午後ですけれども、障害者サービス研究会からの報告で『震災と障がい者サービス　―被災地支援から見えてきたこと―』ということで、講師に鈴木さんと加藤さん、これは障害者サービスの観点からということでお話がございます。

あと、2月16日には第4分科会ということで、地域資料の部分では震災とは直接関係ございませんけれども、『ミニコミ誌・市民活動資料から見えるもの』として、その中で震災に関わるものをお話しいただけるということです。

このような日程で、今年度の東京都の公立図書館大会がございます。協議会委員の方につきましては、ご希望といいますか、言っていただければ当然参加もできますし、三日すべてでなくてもどれかひとつだけでも構いませんので、行ってみたいという方がいれば事前に事務局のほうにお話をいただければ、ご案内させていただきます。

もともとは東京都全体でやっていたような大会なんですけれども、現在は多摩地域独自でやっている図書館大会ですので、ぜひ皆さま奮ってのご参加をお願いしたいと思います。

＜副会長＞

ありがとうございました。区部のほうが、だいぶ委託が進んできてこういう大会ができないという状況になってきていますので、多摩地域だけでも図書館が集まっていろいろ議論する場を設けて、というところです。

今回に関しては震災の関係がメインテーマというようなことになっていますので、ぜひご参加いただければと思います。2月7日、8日、16日ということで。場所は全部同じなんですね？

＜館長＞

7日と8日はアイムで、16日は立川市の市民会館になります。

＜副会長＞

入場無料でやっておりますし、事前の申し込みもいちおう不要なんですよね。

＜館長＞

協議会の委員さんについては、事務局に言っていただければ。

あと、追加ですけれども、7日と8日については講演とは別にアイム1階ホールの横のギャラリーで多摩地域の図書館の紹介、それから第一分科会講師の矢崎さんに関連したパネル・写真展示をおこなっております。中に入ってお話を聞かなくても、そういったパネルだけでもご覧になれますので、もしできたらお願いいたします。

＜副会長＞

写真展示、全国大会のときにも貼って出したんですけれども、ぜひご覧いただければと思います。この件について何かございますか？

……はい。それでは三番目ですが、「その他」になります。

（3）その他

＜副会長＞

先ほど会長からもありましたけれども、『絵本を送ろう』の話も含めて館長のほうからお願いいたします。

＜館長＞

前回にも少しお話させていただきましたが、立川市から石巻市の図書館へ『絵本を届けよう』というプロジェクトをやるとご報告させていただきました。これは『読書ウィーク』という立川市独自の取り組みのメインということで、やらせていただきました。副会長からもお話がございましたように、被災地ではいろいろなところからリサイクル本といいますか、「この本使ってください」ということで、使わなくなったような本も「どうぞ」ということで……

当然うれしい部分もありますが、お子さんの中には「ピカピカの新しい絵本が欲しいよ！」という話がありました。じゃあ、義援金はもちろんですけれども、それぞれの市民の方が思いをもった本を買っていただいて、それを届けたらどうかということで、読書ウィークにからめてやりました。

当初の目標が1,200冊、これは立川市で選んでおります児童書の『基本図書』の中から選んでいただければ「立川市ではこういう本を児童書の良い本として選んでいるのか」ということも広く分かっていただけるということで、基本図書から厳選してやりました。当初いろいろな方から「1,200冊も集まらないだろう」という声も聞かれましたが、予想を上回って2,145冊集まりました。これは非常に嬉しいことなんですけれども、2,000冊というのはかなりの量になります。車で届けてはどうかといったような話もありましたが、単純にみんなで持っていくという話にはなりませんで、市の災害対策本部での決定をいただきまして、2月9日と10日にかけて業者を使って向こうに配送するということと、それに付随して職員を2名、随行といいますか、出かけて行って向こうで一緒に整理をすると、そんな形になっております。

最初は60タイトルでやったんですが、それでは間に合わなくて20タイトル加えて80タイトルになったため、2,145冊となりました。単純に本を置くだけでは何ですので、立川市の図書館の本を見ていただくと分かるようにカバーが、フィルムがかかっていますけれども、それをみんなでかけて、現在鋭意作業をしているところです。それを2月9日と10日で届けたいということです。

これは、毎日・読売・朝日・東京と全部の新聞で取材をしていただいて、記載

をしていただきました。ＮＨＫの首都圏ニュースでも取り上げていただいて、それでふくらんだところもあるんですが、ＮＨＫさんからは、実際実現するかどうかは別としても、搬送の日には立川から本が出て行くところを流させていただきますよ、という話もあります。

まあそんなような形でやっておりまして、ひとつの取り組みとして成果が出たのかなということで、ご報告させていただきます。

もうひとつ、そういった被災地支援をしていく中で声が上がってきたのが……立川に避難されている方が昨年の数字で100世帯213人なんですけれども、その中の86パーセントの方、184人の方が福島なんですね。福島からの方がほぼ9割がた、そのほとんどの方が上砂の大山団地に居住をされているということで、慣れ親しんだ地元の新聞を読みたいという話がありまして。一番大きいのが『福島民報』という新聞になるんですが。

前から少しお話があったんですが、図書館にも予算がございますので（年度の）途中から購読というのはどうなのかな、ということだったんですが、ここで少しそのあたりが精査できた部分もありましたので、新年号からとりあえず3ヶ月、『福島民報』を購読しまして、中央図書館ではなく上砂図書館、大山団地に近いところに置いて閲覧してもらうということで、この1月4日から始めております。

これも一部新聞に載せていただいたのと、ＭＸテレビでも放送されております。中には『福島民友』じゃいけないのか、というような声もいただきましたが、一番購読部数が多いのが『福島民報』ということで、地方紙にもいろいろあると思うんですけれども、そういうのを見ていただくというのを始めたということですので、これもひとつ図書館の取り組みということで報告をさせていただきます。以上です。

＜副会長＞

ありがとうございました。絵本が相当集まったということですし、やはり新しい本をきちんと送るというのもなかなか良い取り組みだなと思います。「何かお手伝いをしたい」という人はたくさんいるんですけれども、なかなか向こうに行ってボランティアということまではできないという方もいらっしゃいます。こういう時でしたらいろいろと協力できるので、多くの方にご参加・ご協力いただいたんだなということで、良かったと思いますね。あと『福島民報』も、やはり地域の情報を欲しいという方もいらっしゃるかと思いますので。

いまのお話で、何かございますか？

＜会長＞

2,145冊というと館長、だいたいどのくらいでしょうか？

＜館長＞

えーとですね、向こうにあるんですけれども……何でしたっけ。

＜管理係長＞
　一般的な箱でいうと、段ボール60箱程度です。
＜館長＞
　2トン車でも行けますが、遠くだから4トン車を使わなければならない。
＜管理係長＞
　そうですね、4トン車で運搬予定です。
＜委員F＞
　素晴らしい企画ですよね。ＮＨＫのラジオでも、だいぶ流れていましたね。

（しばし沈黙）

＜副会長＞
　よろしいですか？
　あと、これは向こうの私の知り合いが送ってきてくれたんですけれども、石巻がいま話題になっていますので、石巻の震災前と震災後の比較をした写真です。こんなのもありますので……

（写真のボードを委員に回覧する）

＜副会長＞
　震災がらみでいうと、いま日本図書館協会が被災地ツアーを組んでおります。第一回目というのが明日行われますが、これは物見遊山というわけではなく、旅行会社を使って被災したところを見て行く、そしてどういう悲惨な状況だったのかというのを多くの人に伝えていく、というような取り組みです。二泊三日ということで、向こうの旅行会社にお願いをしてバスをチャーターして、向こうの旅館やホテルなどを使って向こうの経済にも効果があるように、ということで、今回は岩手を中心にプログラムをやっております。これは誰でも参加できる予定ですね。
　やはり百聞は一見に如(し)かずということで、津波の恐ろしさというものを知ってもらう、というのを含めてやっております。今度、二月と三月が宮城のツアーをやるということです。そして五月くらいに福島をやる、というふうに言っておりました。学生なんかが行くと本当に認識が変わるということで、実際に“見て”もらうことで被害の状況が分かるということで、こんなことを日本図書館協会ではやっております。
　あと、会長の方から。
＜会長＞

はい。私も、まったくの市民のボランティア団体で『牡鹿半島を支援する会』というところに一メンバーとして入っております。先ほどお話ししたとおり、まったくの市民の任意団体で、名前もそんなに知られていませんので、どこの団体だという、そんなような目で見られることがあるんですね。知っている方には募金等やってもらえるんですけれど、なかなか呼びかけても目標どおりに届かない。

そこへ行くと、図書館の場合は目標をむしろオーバーしてしまったという、これはやはり信用、行政がやるという、市民が安心して協力できるということなのかな、ということで。まあそうは言っても、市民でできること、市民団体でできることはやって、できない部分は公共の役割だなあ、というような印象を強くしたわけなんですね。

『牡鹿半島を支援する会』の事務局長も、いまもまだ（現地に）行っているんですよ。もう百日以上、みずからボランティアとして現地に入っている方で、我々にはなかなか真似ができませんけれども、そういう方が立川市民として行っております。他にもメンバーがいろいろおりますけれども、やはり立川というところを他にアピールしていこうという、そういう考えでやっておるわけですね。ちょっとご紹介だけさせてもらいます。

＜副会長＞

よろしいですか。

関連して、他に何かございますでしょうか。よろしいですかね。そうしましたら、次の議題に入って行きたいと思います。

【3】確認事項

＜副会長＞

三番目ということで、確認事項に入らせていただきます。

中身としては『立川市図書館における映像資料の見直し』について、これはもう皆さんずっとご議論をいただいておりまして、前回の協議会でも連絡しましたように会長と事務局のほうで調整させていただきまして、最終答申の案を皆さまのところに事前にお送りをしております。

今日は会長の方からですね、館長のほうに意見具申を提出するというようなことになっておりますので、きちんとここで、館長のほうに会長から手渡しをしていただくというようなことを、まずやりたいと思います。よろしいでしょうか。

＜会長＞

それでは皆さん、お手元にお出しいただいた一枚目、1ページ分だけ私が読み上げまして、図書館のほうに意見具申ということで渡したいと思います。

（会長、答申を読み上げる）

＜会長＞
　あと、細かい内容につきましては省略して、これで意見具申とさせていただきます。よろしくお願いします。
＜館長＞
　それでは、いただきました意見具申を尊重いたしまして、これを踏まえて今後の立川市図書館におきます映像資料について検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。
＜副会長＞
　確認事項ですので、お渡しするという形をとりましたけれども、いまの意見具申に関して皆さんから何かございますか？　……よろしいですか？
＜会長＞
　文章を読みなおしましてね、表現上もう少し変えたほうがいいのかなというようなところも多少ありますけれども、やり始めるときりがありませんので、ここでひと区切りさせていただいて、意見具申とさせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。
＜副会長＞
　それでは、確認事項はこれまでといたしまして、「その他」に入らせていただきます。協議会の関係でいくつか動きがあると思いますので、館長のほうからお願いいたします。

【4】その他

＜館長＞
　実はここで図書館法の一部改正がございました。お手もとに資料をお配りしておりますが、読み上げさせていただきます。

（館長、図書館法第15条及び第16条の改正について読み上げる）

＜館長＞
　こういった改正がございまして、本年の4月1日の施行となります。
　かみ砕いて言いますと、いままでは図書館協議会の（委員の）選定基準として図書館法第15条の中に「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資す

る活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」という規定がございましたけれども、これを「当該図書館を設置する地方公共団体の」というふうに直すといいますか、ごく簡単にしたという。地方公共団体、教育委員会が（任命）していいですよと、まあ元々教育委員会がするんですけれども、そういう形になりました。

それで、実際にその「学校教育及び……」という部分についてですが、文部科学省令の中には逆に「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」という規定がされております。それを参酌（さんしゃく）して、参考にして、決めていきなさいということです。

図書館法から引き出せます立川市の図書館条例では、「教育委員会が任命する」という、そういう一文だけという形になるんですね。その次に立川市の図書館条例を出しておりますけれども、第12条で「法第14条の規定に基づき、立川市図書館協議会を設置する」とあり、条例の施行規則で学校教育関係3人、社会教育5人、市民2人、学識経験を有する者5人以内ということで、任命をどうするかということを定めております。家庭教育という部分につきましては、読み取り方いろいろあると思いますけれども、家庭教育という定義が非常に難しいところです。

現在、法規のほうと調整しておりますけれども、これが出たからといって条例の中に組み込んで細かく入れるのがいいのかどうかと、そういう検討をしております。

他市の動きの中には、改正について検討している市もございますし、検討の必要がないという市もあり、まちまちです。要件として重要な部分であれば全市一斉に法改正すべきところなんでしょうけれども、市によっても分かれているところがございます。今回は少し情勢を見させていただくということで対応しようと思っております。

話が法律的な話で面倒くさい部分もありますが、立川市図書館としてはこのように考えているということで、ご意見があればお願いいたします。

＜委員E＞

改正のきっかけというのは。

＜館長＞

前に、図書館法の条文の中に「学校教育及び……」と規定するのが、そういう細かいのを図書館法の中で決めるのがどうかという論議があったように聞いています。逆に言うと、当該図書館を設置する地方公共団体がそれを決めればいいんだと、細かいところは文部科学省令ですよ、という形ですので、元の規定が細かかったのかなと思いますけれども。その細かい部分を参酌して条例に入れていくのは、私個人の感覚ではいかがなものかと、そういった細目については規則で定めればいいのかなという。このあたりは会長のほうがお詳しいと思いますが。

＜会長＞
　大きな流れでは、去年の4月と8月に200近い法律の改正がありまして。どういう内容かといいますと、例えば「図書館協議会の委員はこういう分野から選任しなさいよ」と、『枠付け』『義務付け』を法律でやっているんですね。それを改正して、それぞれの自治体の判断、つまり条例になるべく盛り込んで、条例で定める範囲を広げるということなんですね。自治体の自立性・自主性を高めるために、法律で定めている細かい枠組みだとか義務付けを廃止して、できる限り条例にゆだねていこうという、そういう大きな流れの一環なんですね。
　ですから、そういう趣旨を踏まえますと、条例改正も提起して議会の中で議論していく必要があるのかなと、私自身は思うんですよ。大きな流れで立川市の自立性を高めていく、そういう趣旨がありますので、踏まえながら検討してもらえたらと思います。
＜副会長＞
　大きな流れとしては、規制緩和と地方分権、そういうところですね。
＜館長＞
　そこの部分では各市、急ぐところはこの三月の議会で条例改正をしたいというところもあるんですけれども、逆に図書館協議会の委員の改選時期を待って、それまでに論議をするというところもあります。
　四月施行だからといって何が何でも三月議会に出さなければならないのかな、というところもありまして、六月議会、あるいは九月議会、あるいは次の改選時期まで慎重に協議したうえで条例改正をしたいというところも出てまして、足並みとしては揃っていない。法改正というのはだいたい一度にやるものなんですけれども、会長が言われたように自治体にゆだねようという大きな流れの中での内容ですので、あまり拙速に「変えましょう」ということではなく論議してもいいのかなというふうに考えています。
＜委員E＞
　法律から条例への移管だから、整合することは必要だってことですよね。
＜委員D＞
　すみません。もしかしたら少し論点がずれているかも知れませんが……
　私は朗読サークルということで視覚障害者の方に読んでいるのでこの会に入っているんですが、視覚障害者ご本人の方が入るということはないんでしょうか。
＜館長＞
　そういう規定は特にありませんね。
＜委員D＞
　そうすると、私たちが入るべきか、そういう方たちが入るべきか、そのあたりがよく分からないんですけれども。

＜副会長＞
　視覚障害の方が入っている、というような場合もあります。ただ、出身母体がどこかということでなく入っている場合もありますし、公募のところに応募していらっしゃるということもあり得る、ということですが……
＜委員D＞
　公募でしたらそれでも構わないんですが、私たちのサークルから毎回順番にと言いますか、出ているものですから、代わりにということで言われて来ているんですけれども、そうではなくてご本人が来られる、こういうところに入るということは、今まではなかったんでしょうか。
＜館長＞
　少なくとも一期の中ではないんですけれども、それを妨げるものはありません。
＜委員D＞
　それは、そういうお誘いする機会がなかったということでしょうか。
＜副会長＞
　えーと……サークルさんということでお願いする場合には、サークルさんのメンバーの方から出て来ていただいて、それが社会教育関係の団体からの委員さんということで、朗読サークルさんや点字サークルさんの中から慣例で人を出していただいたということですので、朗読サークルさんの中にメンバーとして視覚障害の方が入っていれば、その方が出てくるというのはあり得るんですけれども。そうではなくて、ですか。
＜委員D＞
　ええ。そうではなくて、視覚障害者の方も団体がありますよね。立川市視覚障害者福祉団体ですとか。その方たちが入ってくることは、今まではなかったんですか。
＜副会長＞
　今までのところでは、ないですね。少なくとも私が記憶している限りでは。
＜委員D＞
　私たちが代弁をするということなので、どこまで代弁できるかということがあるので……直接だとどうなんでしょうか。
＜副会長＞
　一応、代弁をしていることにはなるんですけれども、協議会としては様々なことに関わっていただくということになりますので、利益を誘導するための代表ということでは、基本的には協議会の委員としてはないんだ、と。
＜委員D＞
　そうなんですが、それであれば立視協（たちしきょう）の方がここに出ることは可能でしょうか。
＜副会長＞

可能です。
＜委員D＞
可能なんですが、機会がないわけですか、今までないってことは。
私たちの定例会のときには、今は私がしていますが、過去にも前にやっていた方が発表していたわけなんですが、私たちの中でだけ発表しているわけですよね。そうではなくて、視覚障害者の方が視覚障害者の団体の中でお話しすることも可能なのかな、と。
＜副会長＞
ただ、それは決めの問題で、今までの中でそういう決めがなかった。慣習でずっとやって来ているわけで、そういうことだと思います。
＜委員D＞
これからはあり得るわけですか。
＜副会長＞
まあこの中でいえば、「当該図書館施設を置く地方公共団体の」という決めがあるので、その中にそういう決めがあれば、そこから出していただくということもあると思います。
＜委員D＞
それはどこから呼びかけるんですか。
＜副会長＞
それは、教育委員会で「お願いします」ということになろうと思います。
＜委員D＞
まあ、ちょっとそういう疑問があるということだけお伝えしておきます。
＜館長＞
はい、分かりました。
＜副会長＞
それでですね……この協議会がいま17期になりますが、あと1回、来年度の4月の会で17期が終わりますので、また新しい期になっていきます。その前段階で、委員の人選等いろいろ出てくると思いますので、今の委員さんのお話を含めて議論あるかと思います。
他に、今の話でございますでしょうか。
＜委員A＞
前回会長さんにお話ししたんですけれども、点字サークルの場合に活動している会員が少なくなっているんですね。家庭の事情やご本人の体調の関係で、本当に少ない人数で現在活動しているんですね。ですから、協議会は私たちが出ていてもあまり活躍もできませんし、もっと他に活躍できる団体がたくさんあると思いますので、今回で辞退させていただくということで会のほうで決まりました。

長いあいだお世話になりましたけれども、今回で辞退させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ボランティアのほうは従来どおりお手伝いさせていただきますけれども、協議会のほうは辞退させていただきましょうという話になりましたので……

＜委員F＞

ちょっとよろしいですか。

点字サークルさんの場合には、この規定でいくと社会教育の関係者ということで、図書館のほうで推薦されるんですよね。

＜館長＞

はい。

＜委員F＞

そういうところが他にね……

＜委員A＞

図書館関係のボランティア団体だったら結構たくさんありますよね。

それで、点字サークルの場合は若い方も何人か入られるんですけれども、基礎を2、3ヶ月も勉強していただくと辞めていかれるんですね。根気と時間がかかるんですよね。ですから、なかなか続けて行かれなくて、現在活躍しているのが5、6人なんですよね。ちょっと厳しくなって来ていますので。

＜館長＞

図書館を利用していただく団体の中では、貴重なといいますか、そういう部分ですので、もともと15人以内ということで、現在12人ですから。

＜委員A＞

会員数はいても、実際に活躍できる方が少ないんですよ。

＜館長＞

お受けするかどうかは分かりませんけれども、了解いたしました。

＜副会長＞

ここの（図書館法）16条にもありますけれども、任命基準のようなものを一度、教育委員会のほうで一度協議をしていただくということになりますかね。一応、今のご意見をお聞きしておいて。

＜会長＞

先ほどのお話もありますし、ちょうどいい機会かもしれませんね。

＜副会長＞

協議会に関しては次期18期の中でも話をしていきたいというふうに思います。

「その他」に関して、何か意見はございますか。

もしないようでしたら、次回、この期の最後になりますが、4月の開催日を決めさせていただきたいと思います。いま第三金曜日の4月20日を第一候補として予定

しておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、次回の図書館協議会は4月20日の午後2時30分から開催させていただきます。場所は改めまして事務局のほうからご案内するということにしたいと思います。

あともう一点ですが、館長が、次回はどうなるんでしょうか。

＜館長＞

次回はおりません。この3月で定年退職となりまして、4月のときには残念ながら皆さまにお目にかかることはできません。4年間やらせていただいて、指定管理含めましていろいろ難しい問題もありましたが、協議会の皆さまにはいろいろとお世話になりまして、ありがとうございました。今後とも、よろしくお願いいたします。

＜副会長＞

館長はいろいろお話を聞いてくださいましたのですごく残念に思いますが、ぜひ次の新たな出発をしていただければと思います。

では、第7回の図書館協議会をこれで終了させていただきます。皆さんおつかれさまでした。ありがとうございました。